

原審認定の文言侵害が否定され、 均等侵害の成立も否定された事例 —吹矢の矢事件—

知財高判令和4年3月30日（令和3年（ネ）第10049号他）
裁判所ホームページ

知的財産法研究会
弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士・弁理士 たのうえ 田上 洋平

第1 事案の概要

本件は、発明の名称を「吹矢の矢」とする特許発明（特許第4910074号）についての本件特許権を有する被控訴人（原審原告）が、控訴人（原審被告）に対し、控訴人が製造等する吹矢の矢である被告製品が本件特許の特許請求の範囲の請求項2の発明（本件発明）の技術的範囲に属すると主張して、特許法100条1項及び2項に基づき、被告製品の製造販売等の差止め及び被告製品（半製品を含む。）の廃棄を求めるとともに、民法709条に基づき、損害賠償金4565万3456円（特許法102条2項により推定される損害額4150万3142円及び弁護士費用415万0314円の合計額）及びこれに対する最終の不法行為の日である令和2年6月25日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審¹は、被告製品が本件発明の構成要件を文言上充足し、その技術的範囲に属するとして、本件特許権の侵害を認め、被控訴人の差止請求及び廃棄請求並びに損害賠償請求のうち3596万0360円及びこれに対する上記遅延損害金の支払を求める限度で請求を一部認容し、その余の損害賠償請求を棄却した。

控訴審において判断された争点は、①文言侵害の成否、および、②均等侵害の成否である。

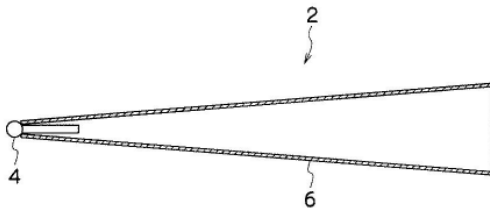
第2 本件特許権

本件発明（構成要件に分説）

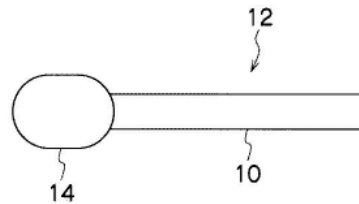
- A 吹矢に使用する矢であって、
- B 長手方向断面が楕円形である先端部と該先端部から後方に延びる円柱部とからなるピンであ

1 原審の評釈として、辻村和彦「極めて単純な構成の特許発明につき進歩性を肯定し文言侵害を認めた事例—吹き矢の矢事件」（本誌Vol.19 No.227 63頁）。

- って、該円柱部の横断面の直径が前記楕円形の先端部の横断面の直径よりも小さいピンと、
- C 円錐形に巻かれたフィルムであって、先端部に前記ピンの円柱部すべてが差し込まれ固着されたフィルムと、からなり、
- D 前記フィルムの先端部に連続して前記ピンの楕円形の部分が錘として接続された
- E 矢。



【図1】本発明の矢の断面図
（ただし先端部が球形である丸ピンである請求項1の発明の図）

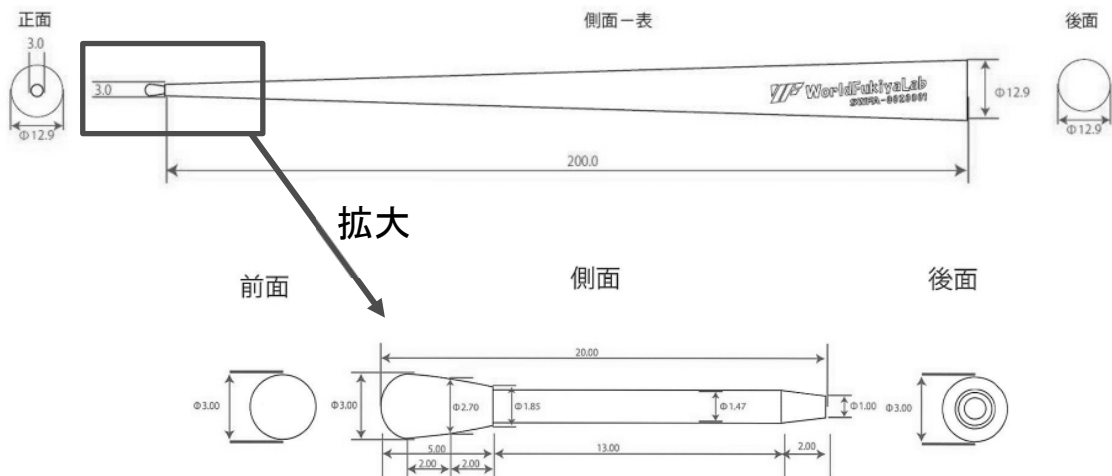


【図3】楕円ピンの側面図

第3 被告製品の構成

被告製品の構成は次のとおりである。

- a 吹矢に使用する矢であり、
- b 長手方向断面が、前部が曲率の緩い曲線形状、後部が略円錐形となるように円弧を描き、後部の円柱部との接合面が上下に角を有し、前記後部の角と角とを直線で結んだ形状である先端部と、該先端部から後方に延びる円柱部とからなるピンであって、該円柱部の横断面の直径が前記先端部の横断面の直径よりも小さいピンと、
- c 円錐形に巻かれたフィルムであって、そのフィルムの先端部に前記ピンの円柱部すべてが差し込まれ固着されたフィルムと、からなり、
- d 前記フィルムの先端部に連続して前記ピンの先端部が錘として接続された、
- e 矢



被告製品説明図